

## 第99期決算公告

平成19年6月27日

住所 山口県周南市平和通一丁目10番の2  
株式会社 西京銀行  
代表取締役 渡邊孝夫

### 連結財務諸表の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

西京ビジネスサービス株式会社  
西京カード株式会社  
株式会社エス・ケイ・ベンチャーズ  
株式会社西京総研  
きらら債権回収株式会社  
株式会社HR S

なお、連結子会社でありました西京リース株式会社は、保有株式をすべて売却したことにより除外しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等 3社

会社名

投資事業有限責任組合西京サポート老号  
投資事業有限責任組合西京サポート弐号  
投資事業有限責任組合西京サポート参号

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 0社

- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 3社

投資事業有限責任組合西京サポート老号  
投資事業有限責任組合西京サポート弐号  
投資事業有限責任組合西京サポート参号

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

#### (3) 連結される子会社及び子法人等の決算日等に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 6社

- ② 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

なお、連結子会社でありました西京リース株式会社につきましては、3月末日に連結除外をしております。

連結貸借対照表（平成19年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	52,928	預 渡 性 預 金	685,192
コールローン及び買入手形	236	借 用 金	7,000
買入金銭債権	10,545	外 国 為 替	3,000
商品有価証券	20	社 債	0
金銭の信託	6,817	そ の 他 負 債	5,000
有価証券	131,970	役 員 賞 与 引 当 金	7,409
貸 出 金	516,738	退 職 給 付 引 当 金	16
外 国 為 替	462	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	1,751
そ の 他 資 産	10,727	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	89
有 形 固 定 資 産	12,768	利 息 返 還 損 失 引 当 金	1
建 物	2,763	そ の 他 の 引 当 金	6
土 地	8,963	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,042
その他の有形固定資産	1,041	支 払 承 諾	2,731
無 形 固 定 資 産	1,570	負債の部合計	714,241
ソ フ ト ウ ェ ア	1,537	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	32	資 本 金	11,300
繰 延 税 金 資 産	8,011	資 本 剰 余 金	8,910
支 払 承 諾 見 返	2,731	利 益 剰 余 金	9,034
貸 倒 引 当 金	△ 11,094	自 己 株 式	△ 26
		株 主 資 本 合 計	29,218
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,199
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 224
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,324
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	900
		少 数 株 主 持 分	73
		純資産の部合計	30,193
資産の部合計	744,435	負債及び純資産の部合計	744,435



## 1. 連結貸借対照表の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等（株式は連結決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。また、有価証券運用以外を主目的とする金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.及び3.と同じ方法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |        |
|-----|--------|
| 建 物 | 5年～50年 |
| 動 産 | 3年～20年 |
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（当行の勘定系基幹システム関連については8年、その他は主として5年）に基づいて償却しております。
8. 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。  
連結される子会社及び子法人等は、外貨建資産・負債を保有しておりません。
9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,000百万円であります。  
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
10. 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は16百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。  
また、役員退職慰労金については、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）を早期適用して当連結会計年度より役員退職慰労引当金を計上しております。この変更は、役員退職慰労金の将来の支給時における一時的な費用負担を回避し、役員の在任期間にわたり合理的に費用を期間配分することにより、期間損益計算の適正化を図るために行ったものであり、これにより、従来の方法に比べ営業経費は、89百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- |          |  |
|----------|--|
| 過去勤務債務   | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理                            |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理 |
12. 利息返還損失引当金は、子会社である西京カード株式会社が将来の利息返還金の発生に備えるため、過去の返還実績を踏まえ、かつ、最近の返還状況を考慮する等により、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。これにより、従来の方法に比べその他の経常費用は、1百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。
13. その他の引当金は、子会社である西京カード株式会社が会員に対しカード利用に応じたポイントを交付しており、その金品との引換請求により発生する費用に備えるため、過去の実績率に基づく西京カード株式会社所定の基準により必要と認められる額を計上しております。

14. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
16. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
17. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
18. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 9百万円
19. 関係会社の株式（及び出資）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資）を除く）1,356百万円
20. 有形固定資産の減価償却累計額 8,521百万円
21. 有形固定資産の圧縮記帳額 167百万円
22. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
23. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,361百万円、延滞債権額は19,539百万円であります。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
24. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。  
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
25. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,438百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
26. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,338百万円であります。  
 なお、23. から26. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,451百万円であります。
28. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
 担保に供している資産  
     有価証券 16,016百万円  
     預け金 22百万円  
     その他資産 3百万円  
 担保資産に対応する債務  
     預金 1,671百万円  
 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券20,772百万円及びその他資産（保証金）8百万円を差し入れております。  
 また、その他資産のうち保証金は264百万円であります。
29. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
 再評価を行った年月日 平成10年3月31日  
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める財産評価基本通達に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出  
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,961百万円
30. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000百万円が含まれております。
31. 社債には、劣後特約付社債5,000百万円が含まれております。

32. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は230百万円であります。
- なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。
- これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ230百万円減少しております。
33. 1株当たりの純資産額339円29銭
- 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は2円53銭減少しております。
34. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下39.まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	20	0

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	237	249	11	11	—
地方債	50	50	0	0	—
社債	460	470	9	9	—
外国債券	10,260	9,192	△1,068	119	1,188
合計	11,009	9,962	△1,046	141	1,188

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	11,695	12,345	649	1,290	640
債券	54,135	51,955	△2,179	11	2,190
国債	32,683	30,802	△1,881	—	1,881
社債	21,451	21,153	△298	11	309
外国債券	11,074	10,918	△156	6	162
その他	41,299	41,114	△184	961	1,146
合計	118,204	116,334	△1,870	2,270	4,140

なお、上記の評価差額に繰延税金資産783百万円を加えた額△1,086百万円のうち少数株主持分相当額0百万円を控除した額△1,086百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

また、当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について659百万円減損処理を行っております。減損処理とは、当該株式の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについて、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理したものであります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結会計年度末において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、25%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。

35. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
36. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	50,313	2,086	167

37. 時価のない有価証券のうち、主なもの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,799
国内私募債	350
組合出資	2,477

38. 当連結会計年度中に、満期保有目的の債券のうち、保有目的を変更した債券はありません。
39. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以 内(百万円)	10年超 (百万円)
債券	868	16,644	7,567	27,973
国債	—	237	3,592	27,210
地方債	30	19	—	—
社債	837	16,387	3,975	763
外国債券	1,756	9,163	4,719	5,538
合計	2,625	25,808	12,287	33,511

40. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計 上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	7,006	6,817	△188	169	358

なお、上記の評価差額に繰延税金資産76百万円を加えた額△112百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

41. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、44,739百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが44,739百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

42. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△4,810百万円
年金資産(時価)	2,311
未積立退職給付債務	△2,499
未認識数理計算上の差異	862
未認識過去勤務債務(債務の減額)	△114
連結貸借対照表計上額の純額	△1,751
退職給付引当金	△1,751

43. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等および少数株主持分に区分のうえ表示しております。  
なお、当連結会計年度における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は30,344百万円であります。
- (2) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
- (5) 「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
  - ① これにより、従来の「動産不動産」中の「建物土地動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」として、また「建設仮払金」については、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。  
また、「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。
  - ② 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

- 4 4. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号平成18年9月8日）が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。
- 4 5. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 9.67%

## 2. 連結損益計算書の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益金額 9円3銭
  3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却51百万円、株式等売却損388百万円および株式等償却801百万円を含んでおります。
  4. その他の特別利益は、子会社株式売却益239百万円であります。
  5. その他の特別損失は、役員に対する退職金支払額119百万円であります。